

仕 様 書

1. 件 名

研究交流センター等で使用する電気

2. 概 要

研究交流センターA～E棟（以下、A～E棟とする。）及び当機構の北側敷地境界付近にある街路灯、アンテナ（ブースター）で使用する電気を供給する。

（1）需要場所 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区

A棟・B棟・C棟

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目10番1号

D棟・E棟

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目10番9号

街路灯

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目10番60号

アンテナ

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目10番58号

（2）業種及び用途 研究所（宿舎）

3. 仕 様

（1）供給電気方式等

1) 研究交流センター、街路灯

	A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	街路灯
	従量電灯C					公衆街路灯B
①供給電気方式	交流単相3線式					交流単相2線式
②供給電圧（標準電圧）	単相3線式100／200V					単相2線式200V
③供給電圧（標準電圧）	単相3線式100／200V					単相2線式200V
④標準周波数	50Hz					50Hz
⑤蓄熱式負荷設備の有無	なし					なし
⑥予定契約電力	25kVA	30kVA	25kVA	40kVA	40kVA	2kVA
⑦予定使用電力量(kWh)	12,330kWh	6,660kWh	6,360kWh	6,640kWh	6,710kWh	2,960kWh

2) アンテナ 定額電灯 50VA

（令和7年度各月電気使用予定量は別表1のとおり。）

（2）使用期間

令和8年 4月 1日 0:00～令和9年 3月31日 24:00まで

(3) 電力量等の計量

1) 既存

- ①自動検針装置 : 有 (A～E棟、街路灯)
- ②電力会社の検針方法 : (遠隔) 自動検針等 (A～E棟、街路灯)
- ③電力量計構成 : スマートメーター等 (A～E棟、街路灯)

(4) 受給地点

機構の施設した分電盤の終端接続部接続端子と東京電力パワーグリッド株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

受給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

受給地点に同じ。

(7) その他

- ①各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ②特定規模電気事業者が電気を供給する場合にあっては、必要な情報伝達装置に係る経費は特定規模電気事業者の負担とする。
- ③その他必要な事項は、一般電気事業者が定める電気需給約款による。
- ④既存電力会社からの供給切り替えに必要な手続きは、当機構に代わり受注者が代行して行うこと。
- ⑤受注者は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定事業者が必要な情報を当機構に提供できること。
- ⑥その他、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、当機構職員と協議のうえ決定する。

4. 提出物

受注者は業務開始後、以下の資料を作成し期日までに提出すること。

- (1) 請求書 (毎月、請求月の翌月初めに提出すること。なお、電子媒体でも可とする。)
- (2) 使用電力量報告書 (毎月、請求月の翌月初めに提出すること。なお、電子媒体でも可とする。)

5. 検査

当機構職員が毎月の履行状況を提出物により確認したことをもって、検査合格とする。

6. その他

- (1) 本仕様の内容において、疑義が生じた場合は当機構職員の指示を受けること。
- (2) 不測の事態が発生した場合は、当機構の依頼に応じて可能な限り緊急に対応すること。

部課（室）名 安全管理部 建設工務課
要求者氏名 末竹 弘樹